

ふくしま健康経営優良事業所表彰要綱

(目的)

第1条 健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けて、生活習慣病の発生リスクが高くなる働く世代への効果的な健康づくりの取組が重要である中で、従業員を貴重な人的資源と捉え、積極的な健康増進の取組を推進している事業所を表彰することにより、県内に健康経営を牽引する企業を新たに醸成していくことを目的とする。

(表彰の名称等)

第2条 表彰の名称及び表彰事業所数は次の号に掲げるとおりとし、各賞とも年1回表彰する。

- (1) 「ふくしま健康経営優良事業所 県知事賞」 1事業所
- (2) 「ふくしま健康経営優良事業所 福島民報社賞」 1事業所
- (3) 「ふくしま健康経営優良事業所 福島民友新聞社賞」 1事業所

(表彰対象事業所)

第3条 表彰対象事業所は、ふくしま健康経営優良事業所認証を受けた事業所とする。

(表彰事業所の選考方法及び決定)

第4条 表彰事業所の選考は、別に定める第一次選考及び第二次選考を経て、知事が決定する。

(庶務)

第5条 表彰の庶務は、保健福祉部健康づくり推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

ふくしま健康経営優良事業所表彰に関する選考取扱

ふくしま健康経営優良事業所表彰要綱第4条に基づき、選考方法を以下のとおり定める。

1 第一次選考

- (1) ふくしま健康経営優良事業所認定における推薦評価点数の上位10事業所程度を表彰選考対象事業所とする。
- (2) 第一次選考は、健康づくり推進課において行う。

2 第二次選考

- (1) 第一次選考事業所のうち総合的に健康づくりへの取組が特に優れている事業所を「ふくしま健康経営優良事業所 県知事賞」、「ふくしま健康経営優良事業所 福島民報社賞」及び「ふくしま健康経営優良事業所 福島民友新聞社賞」としてそれぞれ選定する。
- (2) 第二次選考は、健康長寿ふくしま会議健康経営推進部会において審議選定する。

なお、本表彰の趣旨を踏まえ、原則として表彰した事業所は、次回以降の表彰選考対象事業所から除外する。

附 則

この取扱は平成30年9月21日から施行する。

この取扱は平成31年3月22日から施行する。

この取扱は平成31年4月1日から施行する。

この取扱は令和元年10月21日から施行する。